

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者介助等助成金の額等を定める告示（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）一部改正案新旧対照表

改 正 案	現 行
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める告示 第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十条の二第一項に規定する障害者介助等助成金（以下「助成金」という。）のうち同項第一号に該当する事業主に支給する助成金の額は、同号に規定する重度障害者等職場適応措置（以下「重度障害者等職場適応措置」という。）の対象となる同号に規定する重度障害者等（以下「措置対象者」という。）一人につき月額三万円（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項に規定する短時間労働者にあつては、二万円）とする。	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者介助等助成金の額等を定める告示 第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十条の二第一項に規定する重度障害者介助等助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
一 施行規則第二十条の二第一項第二号イに規定する介助の業務を担	一 施行規則第二十条の二第一項第一号に規定する介助の業務を担

担当する者（以下「第一号介助者」という。）に係る助成金 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した第一号介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（ただし、その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

イ 第一号介助者の配置に係る助成金 第一号介助者一人につき月額十五万円

ロ 第一号介助者の委嘱に係る助成金 第一号介助者の委嘱一回につき一万円（ただし、一年につき二十四万円（施行規則第二十条の二第一項第二号イに規定する労働者が同号ロに規定する機構の定める企画、立案、会計、管理等の事務的業務（以下単に「事務的業務」という。）に従事する場合にあつては、百五十万円）を限度とする。）

二 施行規則第二十条の二第一項第二号ロに規定する介助の業務を担当する者（以下「第二号介助者」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した第二号介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

（イ及びロ 略）

三 施行規則第二十条の二第一項第二号ハに規定する継続の措置に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した第一号介助

当する者（以下「第一号介助者」という。）に係る助成金 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「機構」という。）が別に定める基準に従って算定した第一号介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

イ 第一号介助者の配置に係る助成金 第一号介助者一人につき月額十五万円

ロ 第一号介助者の委嘱に係る助成金 第一号介助者の委嘱一回につき一万円（ただし、一年につき二十四万円（施行規則第二十条の二第一項第一号に規定する労働者が同号に規定する機構の定める企画、立案、会計、管理等の事務的業務に従事する場合にあつては、百五十万円）を限度とする。）

二 施行規則第二十条の二第一項第二号に規定する介助の業務を担当する者（以下「第二号介助者」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した第二号介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

（イ及びロ 略）

者の配置若しくは委嘱又は第二号介助者の配置若しくは委嘱に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

イ 第一号介助者の配置に係る助成金 第一号介助者一人につき月額十三万円

ロ 第一号介助者の委嘱に係る助成金 第一号介助者の委嘱一回につき九千円（ただし、一年につき二十二万円（事務的業務に従事する場合にあつては、百三十五万円）を限度とする。）

ハ 第二号介助者の配置に係る助成金 第二号介助者一人につき月額十三万円

ニ 第二号介助者の委嘱に係る助成金 第二号介助者の委嘱一回につき九千円（ただし、一年につき百三十五万円を限度とする。）

四 施行規則第二十条の二第一項第二号ニに規定する手話通訳者（以下単に「手話通訳担当者」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従つて算定した手話通訳担当者の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が手話通訳担当者一人の委嘱一回につき六千円を超えるときは、委嘱一回につき六千円）。ただし、一年につき二十八万八千円に当該助成金の支給の対象となる障害者の数に応じて機構が定める額を加えた額を限度とする。

五 施行規則第二十条の二第一項第二号ホに規定する健康相談の

三 施行規則第二十条の二第一項第三号に規定する手話通訳者（以下単に「手話通訳担当者」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従つて算定した手話通訳担当者の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が手話通訳担当者一人の委嘱一回につき六千円を超えるときは、委嘱一回につき六千円）。ただし、一年につき十四万四千円に当該助成金の支給の対象となる障害者の数に応じて機構が定める額を加えた額を限度とする。

四 施行規則第二十条の二第一項第四号に規定する健康相談のため

ために必要な機構が別に定める医師（以下「健康相談医」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した健康相談医の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が健康相談医の委嘱一回につき二万五千円を超えるときは、委嘱一回につき二万五千円）。ただし、健康相談医一人につき年額三十万円を限度とする。

六 施行規則第二十条の二第一項第二号へに規定する職業生活に関する相談及び指導の業務を専門に担当する者（以下「職業コンサルタント」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した職業コンサルタントの配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

（イ及びロ 略）

七 施行規則第二十条の二第一項第二号トに規定する重度知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者（以下この号において「対象労働者」という。）の業務の遂行に関する必要な援助及び指導の業務を担当する者（以下「業務遂行援助者」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した業務遂行援助者の配置に要する費用の額（その額が一月につき次に掲げる額の合計を超えるときは、一月につき次に掲げる額の合計額）

（イ及びロ 略）

八 施行規則第二十条の二第一項第二号チに規定する在宅勤務障害者（以下「在宅勤務障害者」という。）の雇用管理及び業務管理

に必要な機構が別に定める医師（以下「健康相談医」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した健康相談医の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が健康相談医の委嘱一回につき二万五千円を超えるときは、委嘱一回につき二万五千円）。ただし、健康相談医一人につき年額三十万円を限度とする。

五 施行規則第二十条の二第一項第五号に規定する職業生活に関する相談及び指導の業務を専門に担当する者（以下「職業コンサルタント」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した職業コンサルタントの配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）

（イ及びロ 略）

六 施行規則第二十条の二第一項第六号に規定する重度知的障害者である労働者又は精神障害者である労働者（以下この号において「対象労働者」という。）の業務の遂行に関する必要な援助及び指導の業務を担当する者（以下「業務遂行援助者」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した業務遂行援助者の配置に要する費用の額（その額が一月につき次に掲げる額の合計を超えるときは、一月につき次に掲げる額の合計額）

（イ及びロ 略）

の業務を担当する者（同号ちに規定する者をいう。以下「在宅勤務コーディネーター」という。）に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定める額）に在宅勤務障害者の雇用管理及び業務管理に係る制度の整備（機構が別に定める場合に限る。）につき十万円を加えて得た額

イ 在宅勤務コーディネーターの配置に係る助成金 一月につき当該在宅勤務コーディネーターの配置に係る在宅勤務障害者（当該在宅勤務コーディネーターによる雇用管理及び業務管理の実施の期間が十年以下である者に限る。ロにおいて同じ。）の数に五万円を乗じて得た額（ただし、在宅勤務コーディネーター一人につき月額二十五万円を限度とする。）

ロ 在宅勤務コーディネーターの委嘱に係る助成金 委嘱一回につき当該在宅勤務コーディネーターの委嘱に係る在宅勤務障害者の数に三千円を乗じて得た額（ただし、在宅勤務コーディネーター一人につき年間二百二十五万円を限度とする。）

第三条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 第一条に掲げる助成金 措置対象者が施行規則第十八条第一項に規定する職場復帰をした日の属する月の翌月から起算して三年

第二条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

の期間のうち当該重度障害者等職場適応措置を実施している期間	
二	前条第一号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間
イ	第一号介助者の配置 当該第一号介助者を配置した日の属する月の翌月から起算して十年の期間のうち当該第一号介助者を配置している期間
ロ	第一号介助者の委嘱 当該第一号介助者の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間
三	前条第二号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間
イ	第二号介助者の配置 当該第二号介助者を配置した日の属する月の翌月から起算して十年の期間のうち当該第二号介助者を配置している期間
ロ	第二号介助者の委嘱 当該第二号介助者の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間
四	前条第三号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間
イ	第一号介助者の配置 第二号イに定める期間が終了した日の属する月の翌月から起算して五年の期間のうち当該第一号介助者を配置している期間
ロ	第一号介助者の委嘱 第二号ロに定める期間が終了した日の翌日から起算して五年の期間
ハ	第二号介助者の配置 前号イに定める期間が終了した日の属

一 前条第一号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間	
イ	第一号介助者の配置 当該第一号介助者を配置した日の属する月の翌月から起算して十年の期間のうち当該第一号介助者を配置している期間
ロ	第一号介助者の委嘱 当該第一号介助者の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間
二	前条第二号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間
イ	第二号介助者の配置 当該第二号介助者を配置した日の属する月の翌月から起算して十年の期間のうち当該第二号介助者を配置している期間
ロ	第二号介助者の委嘱 当該第二号介助者の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間

する月の翌月から起算して五年の期間のうち当該第二号介助者を配置している期間 二 第二号介助者の委嘱 前号ロに定める期間が終了した日の翌日から起算して五年の期間 五 前条第四号及び第五号に掲げる助成金 当該手話通訳担当者又は健康相談医の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間 六 前条第六号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 (イ及びロ 略) 第四条 前三条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定める。	三 前条第三号及び第四号に掲げる助成金 当該手話通訳担当者又は健康相談医の委嘱を初めて行つた日から起算して十年の期間 四 前条第五号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間 (イ及びロ 略) 第三条 前二条に規定するものを除くほか、助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定める。
--	--